○国土交通省告示第七百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　田口川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県東かがわ市帰来　字本村　七七四番　一号

字奥帰来　一二〇八番　二号　一二〇五番　三号　一二一〇番三　四号及び五号　一二一〇番二　六号　一二一〇番一　七号及び八号　七六八番　九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　塚原川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（香川県さぬき市長尾西字千原二六五六番二及び同二六五三番を除く。）

香川県さぬき市長尾西　字千原　二六五六番六　一号から三号まで　二六五四番一　四号　二六五二番一　五号から七号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　西川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第四千六百三号で指定した同号十二に掲げる土地の区域を除く。）

香川県善通寺市大麻町　字谷田　一四三一番一　一号及び二号　一四三二番　三号及び四号　一四四〇番　九号　一四四五番　十号　一四四六番　十一号から十三号まで　字岡　二五六三番一　五号から八号まで

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　御子岳川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

香川県三豊市高瀬町下麻　字寺浦　二一一三番二　二一一四番二　二一一七番三　二一一八番二　二一一九番二　二一二一番二　二一二三番二　二一二四番二　二一二五番五及び二一二五番六　二一二八番三及び二一二八番四　字御子嶽　三九五八番四及び三九五八番五　三九五九番二　三九五九番四及び三九五九番五　三九五九番七から三九五九番九まで　三九六〇番二　三九六三番二　三九六四番三　三九六五番二及び三九六五番三　三九六六番二　三九七九番二　三九八〇番二

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　次の谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県小豆郡小豆島町室生　字次ノ谷　一五五五番一　地先道路敷　一号　一五三〇番　二号　一五二三番　三号　一五六三番一二　四号　一五六三番一一　五号　一四九一番二　六号　一五五九番一　七号　一五六一番二　八号　一五五七番二　十号　字空條　一六〇五番一　九号

○近畿地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十二日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
橋本市高野口町大野字下島田二八二番四から紀の川市打田字小門五八五番二まで	前	九・〇〇～一一・〇〇メートル	四一・〇〇メートル	上記A・Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 九・〇〇～一一・五〇メートル	四一・〇〇メートル	
	B A	二二・二〇～四八九・八〇〇メートル	一七・二四九キロメートル	
		四五七・八二～四一七・三〇〇メートル	一七・二四九キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

六月八日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

災害救助法の一部を改正する法律

消費者契約法の一部を改正する法律

文部科学省設置法の一部を改正する法律

農薬取締法の一部を改正する法律

議案提出

六月八日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

農業者戸別所得補償法案（長妻昭外七名提出）

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出）

議案通知書受領

六月八日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

災害救助法の一部を改正する法律案

消費者契約法の一部を改正する法律案

文部科学省設置法の一部を改正する法律案

農薬取締法の一部を改正する法律案

質問書提出

六月八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＤＤＨの航空機運用能力向上に係る調査研究に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

中小企業の資金繰りと事業の継続に関する質問主意書（落合貴之提出）

日本大学理事長に関する平成二十七年四月十五日の下村文部科学大臣答弁に関する質問主意書（初鹿明博提出）

南スーダン日報に関する質問主意書（宮本徹提出）

民泊新法に基づく届出数等に関する質問主意書（松平浩一提出）

答弁書受領

六月八日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員大西健介提出我が国がハーグ条約に基づく義務の不履行国に認定されたことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出予算委員会における安倍総理の発言の整合性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出学校法人加計学園が報道機関に発出した文書に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中島克仁提出食事によるミネラル補給で発達障害が改善する可能性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出安倍総理とプーチン大統領のテタテ会談に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中島克仁提出国民健康・栄養調査の方法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出森友学園に関する資料のマスキングが外れる文書が財務省のホームページに掲載されていたことに関する質問に対する答弁書

衆議院議員**逢**坂誠二提出日本政府が米国議会戦略態勢委員会に提出したメモに関する質問に対する答弁書